資料2-6 計画主体からの提案に対する調整事項

提案内容について今後事業主体と調整すべき事項を整理し、今後事業主体との協議の上、書面化を計画しています

要調整事項

項目	論点	調整事項
事業計画	まちづくり施策について	• アリーナ事業により地域貢献に資することが、アリーナ事業に対して市が協力する前提となるため、地域貢献策について具体的提案を受ける必要がある
	事業終了時の取り扱い	• 事業終了時の施設の扱い(原状回復義務、解体費負担など)について整理しておく必要がある
	施設敷地の取り扱い	 公の施設として、誰もが随時施設を活用できる状態(住民が公の施設を利用することを拒んではならない、住民利用の目的施設であること)を担保する必要がある 賑わい創出事業として、施設敷地内での地域参加イベントなどが企画されているが、施設、施設敷地、まちが一体的に賑わいを共有するためには、敷地が公の施設並みに活用されていく必要がある 賑わい創出事業として施設・周辺のまちと一体的な自主事業を施設敷地内の空地で行うとあるが、敷地内の空地は時間貸し駐車場・寄附対象とならない民間施設の立地が想定される。施設敷地で賑わい創出事業が実践されるよう、地区計画指定、権利設定(地上権、賃借権、使用賃借権など)、土地の寄附などを含めた整理が必要
施設計画/スキーム	モニター、システム等の修繕費について	• モニター等修繕費については、事業主体側で負担することが表明されているが、 モニターの資産区分および負担方法について整理が必要
収支計画	ネーミングライツ収入について	• ネーミングライツ収入について、事業者からは募集斡旋について指定管理者が 行うことを理由に指定管理者の収入項目として希望されているが、市ではネー ミングライツ収入は一律市の収入として整理されているため、調整を要する
経済波及効果	まちづくり施策について	• 街づくり施策による社会的効果について経済性の算出を行うため、施策提案 を受ける必要がある